

別表（第5条関係）

項 目	支出区分	補助対象経費の内容	補助金額	補助金限度額	補助期間
(1) 事業所を賃借する場合	事業所賃借料	申請日の前後3ヶ月以内に契約した事業所の借上に要する経費（敷金、礼金、駐車場費、光熱水費、共益費等を除く賃貸借契約上の月額賃料）	補助対象経費の額の1/2の額（千円未満の端数は切り捨て）	通算120万円	賃貸借契約日と申請日のいずれか遅い方の日から通算して12ヶ月以内
	事業所改修費他	新たに開設する事業所の内外装工事、設備工事、看板等構築工事費用			
	備品類	事業に直接必要な機械及び装置、運搬具及び工具、器具及び部品等の減価償却資産			
	法人登記等に係る経費	ア 法人設立に係る定款認証手数料及び登録免許税（法人の場合に限る。） イ 商号登記に係る登録免許税（個人の場合に限る。） ウ 開業や法人設立に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請資料作成経費			
	販売の促進に関する経費	広告宣伝費、パンフレット等作成費、ホームページ制作費等（備品類は除く）			
(2) 事業所を賃借しない場合	事業所取得・ 新增改築・ 改修費用	新たに開設する事業所に係る以下の費用 ア 新築する場合 新築工事費 イ 既存の建物を増改築・改修する場合 内外装工事、設備工事、看板等構築工事等の費用 ウ 中古建物を売買により取得する場合 売買費用、当該建物を改修する場合の改修費用	補助対象経費の額の1/2の額（千円未満の端数は切り捨て）	通算120万円	
	備品類	事業に直接必要な機械及び装置、運搬具及び工具、器具及び部品等の減価償却資産			
	法人登記等に係る経費	ア 法人設立に係る定款認証手数料及び登録免許税（法人の場合に限る。） イ 商号登記に係る登録免許税（個人の場合に限る。） ウ 開業や法人設立に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請資料作成経費			
	販売の促進に関する経費	広告宣伝費、パンフレット等作成費、ホームページ制作費等（備品類は除く）			

備考 ア 補助対象者は、(1) (2) のいずれかを選択して補助申請を行う。

イ 補助対象経費は、補助対象事業に係る経費として明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額が確認できるものに限る。